

広島県告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十八年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市安芸津町風早字印内四七〇の二、四七〇の三、四七三の五、四七三の八、四七

五の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅